

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る3月2日の本会議において、付託されました案件について、3月6日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定7件です。審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第3号 上野原市新田水防会館条例を廃止する条例制定について」は、新田水防会館が道路拡幅の支障となることから当該施設を解体したため、設置・管理に関する条例を廃止するものです。

委員からの、解体後の跡地の活用は、という質問については、地域からの要望もあるため、集会施設を建設するとのことでした。

また、施設建設について企業庁から補助金が出るのか、という質問については、企業庁からは出ないが、公共施設整備基金の積み立てを取り崩す、との説明がありました。

「議案第4号 上野原市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」は、消防防災体制のさらなる充実を図るため、消防職員の定数を53名から57名に改めるものです。

委員からの、救命講習等の開催回数を増やすとのことだが、具体的にどの位増やすのか、という質問については、コロナの影響で、令和2年度は5回、令和3年度は6回であったが、コロナ前の平成31年に開催した18回を目標にしたい、との説明がありました。

「議案第5号 上野原市職員給与条例の一部を改正する条例制定について」は、職員の派遣等で新幹線等の特別急行列車、高速道路その他の交通機関等を利用することで通勤事情が改善すると認められる者に対し、その月の利用料の2分の1に相当する額を支給するものです。

委員からの、該当する職員は何人いるのか、という質問については、現在、山梨

県自治会館へ2名、富士・東部広域環境事務組合へ1名、県の建設技術センターに1名派遣していて、来年度から支給の対象となるのは、富士・東部広域環境事務組合の1名とのことです。

「議案第6号 上野原市旅費等の特例に関する条例制定について」は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、特別職の職員で非常勤のもの、市長、副市長、教育長及び職員が公務のために旅行した場合の旅費の日当は支給しないことを定めるものです。

「議案第7号 上野原市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例制定について」は、市の財政状況に鑑み、令和5年度に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当について、6月期・12月期それぞれを1.8月に減じて支給するものです。

「議案第8号 上野原市長の給与の特例に関する条例制定について」は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、市長の給料の100分の50を減額して支給するものです。

委員からの、目的に住民福祉の向上に資するとあるが、減額した分をどういった事業に充ててきたのか、また今後の予定は、という質問については、今までは妊婦応援給付金やコロナのPCR検査補助金等へ充ててきたが、現在はコロナも落ち着いてきたため、今後は子育て関連等の事業へ充てたいとのことです。

「議案第9号 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する規律が一元化され、当市においても上野原市個人情報保護条例が廃止されることに伴い、現行条例を引用している条例についても改正するものです。

以上、当局提出の7案件について、採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。